

## 諏佐武史議員に対する問責決議

議員が自らの議会活動に関する情報を広く市民に対して提供し、当該活動に係る説明責任を果たすことは、市民の信託に応えるために重要な事項であり、その在り方は、議員の裁量に委ねられている。

しかしながら、諏佐議員は、この裁量を過大視し、およそ疑義を抱かざるを得ない態様で市議会に関する情報を発信している。

具体的には、諏佐議員が、8月20日付けで自身のFacebookにおいて「昨日、議長から『今後、官製談合事件についての一般質問は、通告を受け付けない』旨を関貴志議員同席で申し渡され」たこと、及び「長岡市議会が新聞等でしばしば『オール与党』と揶揄されているように、保守系から共産党まで手を組んで市長派となっている構造的な欠陥」と、同月24日付けで同Facebookにおいて「議会に期待される『市政のチェック機能』は、長岡市議会においては崩壊している」と発信している点である。

前段については、8月25日付けで議長から諏佐議員に対して9月定例会における一般質問の一部不許可通知が出されており、同通知では、当該質問において刑事確定訴訟記録法で規定する保管記録を援用する項目を不許可とする旨が記載されていることから、議長が官製談合事件についての質問自体を受け付けない意図でないことは明らかであり、明確に事実に反するとともに、議長の秩序保持権や指導を冒とくするものである。

中段及び後段については、当市議会では、議事機関と執行機関の機関対立主義の下、各会派が主体的に是々非々で執行機関と向き合っており、市議会の全会派が手を組んで市長派となっていたり、監視機能が崩壊していたりするとの主張は、前後の文脈からも意味不明なものであるとともに、全く根拠を欠くものであって、自己の意見や批判の表明の限度を超えた極めて無礼かつ不快な記述である。

これらの情報発信は、いたずらに市民を混乱させるばかりでなく、市議会の品位と権威を著しく傷つけるものであり、市議会として到底看過することはできない。

よって、長岡市議会は、諏佐議員に対し、猛省を促し、その責任を強く問うとともに、今後二度とこのような情報発信がなされることのないよう厳に求めるものである。

以上、決議する。

令和2年9月18日

長 岡 市 議 会